

平成22年12月10日

平成22年12月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に12月10日(金)、冬のボーナス(平成22年12月期の期末・勤勉手当)が支給されます。

1. 一般職国家公務員(管理職を除く行政職職員)の平成22年12月期の期末・勤勉手当の平均支給額(成績標準者)は、約59万2,900円です。

平均年齢	35.6歳
平均給与月額 (俸給+扶養手当+地域手当等)	約30万2,000円
支給月数	1.97月 (期末1.35月、勤勉0.62月)
平均支給額	約59万2,900円

(注1) 平均支給額は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成22年法律第53号)附則第3条の規定により年間給与での官民均衡を図るために行われる減額調整(平均約2,100円)後の額です。

(注2) 平均年齢、平均給与月額は、平成22年国家公務員給与等実態調査(人事院)によるものです。

2. 本年12月期の平均支給額は、昨年同期の平均支給額(約64万7,200円)と比べると、約8.4%(約5万4,300円)の減少となっています。

これは、本年8月の人事院勧告を受けた給与改定により、本年12月期の期末・勤勉手当の支給月数が0.2月分引き下げられたこと等によるものです。

(注) 一般職国家公務員の期末・勤勉手当の支給月数は、昨年8月から本年7月までの間の民間ボーナスの支給実績と合わせることを基本とし、人事院勧告に基づき、改定を行う仕組みとなっています。

平成22年度の期末・勤勉手当の年間支給月数(成績標準者)は、前年度から0.2月分引下げ、3.89月となっています(6月期1.92月、12月期1.97月)。

(参考1) 過去10年間の各期別支給月数(一般職員)

年度	6月期		12月期		3月期		合計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
13	1.45	0.6	1.55	0.55	0.55	—	3.55	1.15	4.7
14	1.45	0.6	1.85	0.55	0.2	—	3.5	1.15	4.65
15	1.55	0.7	1.45	0.7	—	—	3.0	1.4	4.4
16	1.4	0.7	1.6	0.7	—	—	3.0	1.4	4.4
17	1.4	0.7	1.6	0.75	—	—	3.0	1.45	4.45
18	1.4	0.71	1.6	0.71	—	—	3.0	1.42	4.42
19	1.4	0.71	1.6	0.745	—	—	3.0	1.455	4.455
20	1.4	0.72	1.6	0.72	—	—	3.0	1.44	4.44
21	1.25	0.67	1.5	0.67	—	—	2.75	1.34	4.09
22	1.25	0.67	1.35	0.62	—	—	2.6	1.29	3.89

(注) 勤勉手当の支給月数は、成績標準者に係るものです。なお、総額計算上の支給月数(平成22年度)でみると、勤勉手当は、6月期は0.7月、12月期は0.65月で、期末・勤勉手当は年間3.95月です。

(参考2) 主な特別職等の12月期の期末手当等の支給額の試算例

〔	内閣総理大臣	支 給 額
	国 務 大 臣	約508万円
	事 務 次 官	約371万円
	局 長 ク ラ ス	約287万円
	最 高 裁 長 官	約218万円
〔	衆・参両院議長	約508万円
	国 会 議 員	約466万円
		約278万円

(注1) 内閣総理大臣、国务大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手当は支給されず、期末手当のみ支給されます(一般職である事務次官、局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。上記の支給額は、期末手当と勤勉手当の合計額で、勤勉手当は成績率を良好(標準)として試算しています。)

(注2) 上記の支給額は、在職期間(6月2日~12月1日)率を100%、かつ4月1日から12月1日までの間に異動がなかったこと等を前提として試算したものです(したがって、実際の支給額とは異なる場合があります。)

(連絡先)

人事・恩給局(給与担当)

一般職担当：澤田、横森、野村

特別職担当：平野、桑野、田中

電話：(代表)5253-5111

(内線5266)

(直通)5253-5266

FAX：5253-5229

地方公務員の期末・勤勉手当

(公営企業職員等を除く)

一般行政職職員（管理職職員層を除く。）の平成22年12月期の期末・勤勉手当の平均支給額（成績標準者）は、約54万9,500円です。

なお、昨年12月期の平均支給額（約60万7,000円）と比べると、約9.5%（約57,500円）の減少となっています。

平均年齢	36.4歳
平均支給額	約54万9,500円

(注1) 上記平均支給額は、国家公務員と同様に、支給月数の改定（成績標準者1.97月）及び給料等の公民較差解消のための減額調整を行ったものとして試算したものです。

なお、支給月数は、地方公共団体ごとに定められており、国を下回る支給月数の団体もあります。

(注2) 支給日は、地方公共団体ごとに定められており、国と同一（12月10日）とは限りません。

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当：宮本、大角

電話：(代表) 5253-5111

(内線5549)

(直通) 5253-5549

FAX : 5253-5553